

資料

保存期間：5年

(令和8事務年度末)

令和4年2月24日

第2回 国税庁保有行政記録情報を用いた 税務大学校との共同研究に関する有識者会議

国税庁

本日の資料内容

1. 応募状況

2. 個票データ等利用申出の審査・採択について

3. 今後のスケジュール

1 応募状況

- テーマ1「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」第一表（A及びB）及び第三表を用いた定量的な分析
応募件数：**6件**（全て電子メール）
受理件数：**6件**
- テーマ2：「法人税申告書 別表一（一）」（白色申告及び青色申告）を用いた定量的な分析
応募件数：**5件**（全て電子メール）
受理件数：**5件**

※参考：国税庁ホームページに掲載した主な公募概要

（1）公募テーマ

- テーマ1：「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」第一表（A及びB）及び第三表を用いた定量的な分析
- テーマ2：「法人税申告書 別表一（一）」（白色申告及び青色申告）を用いた定量的な分析

（2）利用可能なデータ期間

- テーマ1：平成26（2014）年分から令和2（2020）年分
- テーマ2：平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了した事業年度分

（3）募集件数

合計で2件程度

（4）公募テーマ受付期間

- 令和3年11月1日（月）から令和3年12月28日（火）
郵送の場合：令和3年12月28日（火）必着
電子メールの場合：令和3年12月28日（火）12:00までに国税庁で受信したもの

2 個票データ等利用申出の審査・採択について

- 共同研究の採択に当たっては、審査プロセスが不透明であり、プロセスそのものに疑念を抱かれることを避けるため審査の基準を明示するなど、**審査プロセスの透明化を図ることが強く求められる。**
- このため、有識者会議において、「税務大と共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン（令和3年10月14日）」に規定された「**個票データ等の利用に際しての基本原則**」、「**審査基準**」及び**研究計画の学術的な独自性・創造性等を踏まえ審査を実施し、国税庁に対して意見を述べる。**
- 国税庁においては、有識者会議の意見を受け、**最終的な個票データ利用の諾否を決定**する。

1 有識者会議の位置づけ（ガイドライン第2の8）

第2 用語の定義

8 有識者会議

本ガイドラインにおいて「有識者会議」とは、国税庁が設置し、**その求めに応じ、合議により個票データ等の利用の諾否について国税庁に対して意見を述べる**とともに、個票データ等の利用者に対して、学術的な観点から意見を述べる有識者から構成される会議をいう。

2 個票データ利用の基本原則（ガイドライン第3の1）

第3 個票データ等の利用に際しての基本原則

1 税務行政の目的に沿った利用

(1) 個票データ等の利用目的の確認

国税庁は、**申出のあった個票データ等の利用目的が、学術研究の発展に資するもの**（以下「学術研究振興」という。）**又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの**（以下「施策推進」という。学術研究振興又は施策推進のことを以下「研究等」という。）**であって、国税庁が保有する行政記録情報の整備又は税・財政施策の改善・充実に資する統計的研究であることを確認**する。

3 審査基準の概要（ガイドライン第6）

第6 利用申出に対する審査・決定

1 個票データ等利用申出に関する審査・決定

（前略）また、本ガイドラインに定めるもののほか、**審査方法及び決定手続等の詳細は、有識者会議に助言を求めた上で、国税庁において定める。**

第6 利用申出に対する審査・決定

2 個票データ等利用申出の審査基準

(1) 利用目的及び分析方法について以下をすべて満たすこと

- ・ 研究テーマが公募に適合しており、利用の基本原則に沿ったものである
- ・ 個体が識別されないように加工を行うことを了承している
- ・ データの分析目的及び方法が個体を識別するものではない

(2) 個票データ利用の必要性について以下をすべて満たすこと

- ・ 必要最小限である
- ・ 利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難である
- ・ 利用期間と研究計画・公表時期が整合的である

(3) 過去の実績、研究計画内容を勘案して実行可能性のあること

(4) 研究成果等の公表を前提としており、公表予定日が記載され、利用期間と比較して整合的であること、また、公表される内容が適切であること

(5) 申出書及び添付書類の記載事項から、以下がすべて確認できること

- ・ 申出者の氏名・所属機関等が確認できること、申出者が必要最小限であること
- ・ 研究計画書から研究の概要について、詳細な内容が確認できること
- ・ 個票の利用希望期間が確認でき、その期間が必要最小限であること
- ・ 獲得した外部研究資金について確認できること

(6) 他のデータとの照合を行う場合は、その必要性が認められること

(7) その他必要な事項

4 国税庁HPに掲載している「よくある質問」（一部抜粋）

問29 申出書や研究計画書等には、どの程度まで詳細に記載したらよいでしょうか。

（前略）本共同研究の目的等（学術の発展に資するものであること、公的機関の施策推進に適切に反映されるものであること、税・財政政策の改善・充実に資するものであること）に合致するものであるかを審査いたします。併せて、その研究の背景（学術的な背景、問題設定の背景、着想に至った経緯など）、学術的な独自性・創造性、国内外の研究動向と本研究の位置付け等も審査の参考とさせていただきます。（後略）

問34 個票データ等の利用申出の審査基準を教えてください。

（前略）利用申出の際の主な審査基準は、

- ① 研究等の内容が公募している研究テーマに適合するもの
- ② 利用目的が学術研究の発展に資するもの又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもので、国税庁が保有する行政記録情報の整備又は税・財政施策の改善・充実に資する統計的研究であること
- ③ 研究等の成果の公表において、個体が識別されないように加工を行うことを了承していること
- ④ 分析目的及び方法が、個体を識別するものではないこと

といった項目や利用の必要性及び申出者の過去の実績等を勘案して、利用申出の審査を行います。（後略）

3 今後のスケジュール

- 令和4年2月24日 共同研究の採択に関する有識者会議
- 令和4年3月上旬 国税庁として採択研究を最終決定
- 令和4年4月中旬 共同研究開始
- 令和5年5月頃 中間報告
- 令和5年6月頃 中間報告に関する有識者会議
- 令和5年11月頃 国税庁内における成果物の発表会
- 令和6年1月頃 成果物公表にかかる個人情報及び行政上の部内審査
- 令和6年2月頃 成果物公表に関する有識者会議
- 令和6年4月頃 成果物公表

※上記はモデルケースでの予定であり、国税庁内部での手続や研究の進捗によって前後する場合があります

	R4年						R5年						R6年																			
	R3事務年度			R4事務年度						R5事務年度																						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6		
第1期 共同研究		● 有識者会議	(通知・任用)	★ 共同研究開始													◇ 中間報告	● 有識者会議						◇ 公表前報告	◇ 成果等審査	● 有識者会議			◆ 成果物公表			